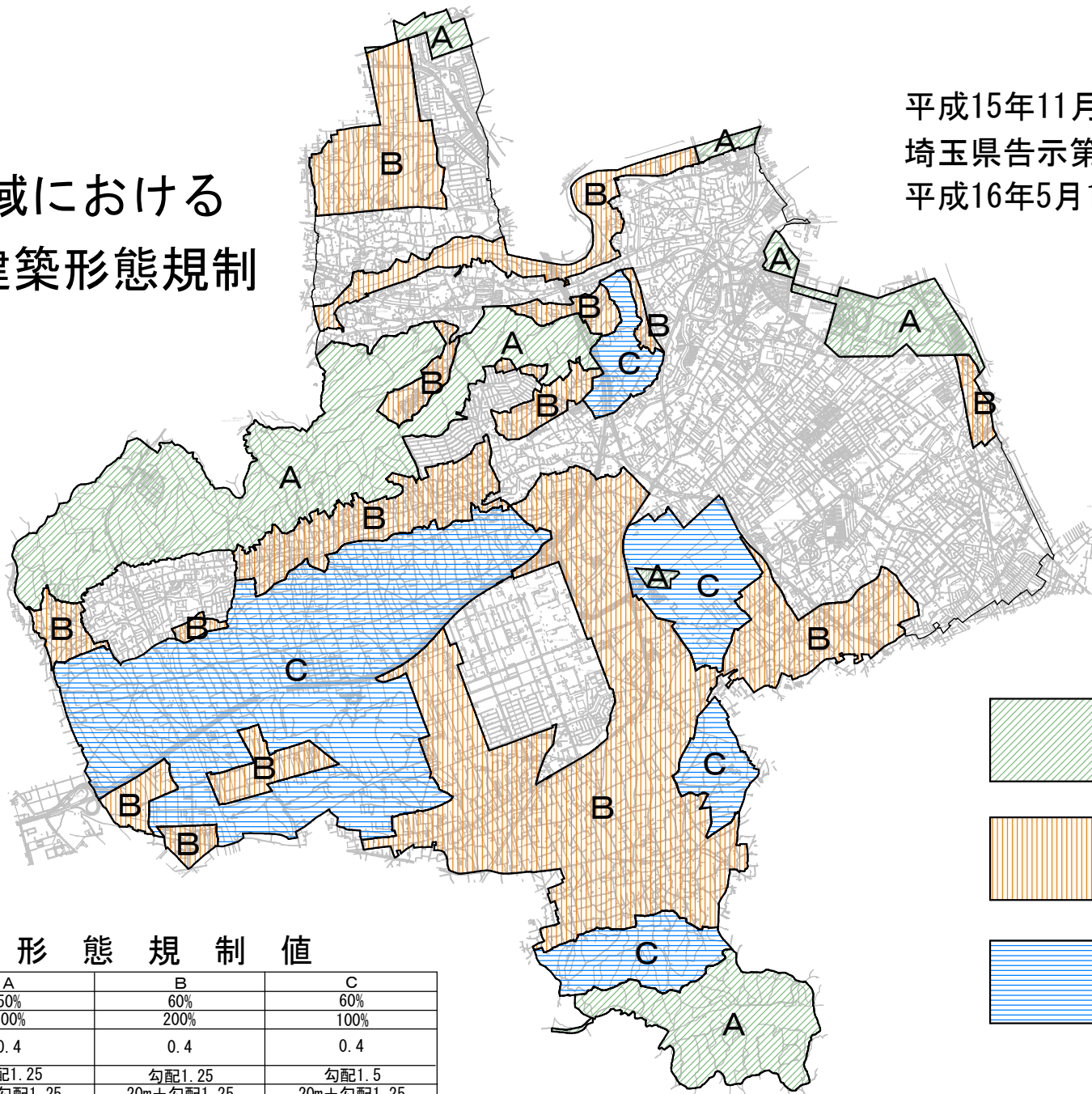


市街化調整区域における 建築形態規制

平成15年11月21日
埼玉県告示第2276号
平成16年5月1日から適用



建築形態規制値

地域	A	B	C
建ぺい率制限	50%	60%	60%
容積率制限	100%	200%	100%
前面道路による容積率の制限数値	0.4	0.4	0.4
道路斜線制限	勾配1.25	勾配1.25	勾配1.5
隣地斜線制限	20m+勾配1.25	20m+勾配1.25	20m+勾配1.25
日影規制	※口(2)	※口(3)	※口(2)
※口(2)は、容積率制限100%の地域 対象建築物：高さ10m超 測定面の高さ：4m 日影時間：4時間(5mライン) 2.5時間(10mライン)			
※口(3)は、容積率制限200%の地域 対象建築物：高さ10m超 測定面の高さ：4m 日影時間：5時間(5mライン) 3時間(10mライン)			